

千葉県報

定例
令和6年5月10日

主要目次

告示

土地改良区定款の変更認可

道路区域の変更

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十五号

訓令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（六件）

農地を利用する権利の設定に関する裁定

特定調達公告

入札公告（四件）

落札者等の公告（六件）

一一一 二二二 三三三 五五五 六六六 一一一

告示

示

千葉県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蔵玉台土地改良区の定款の変更を令和六年四月二十六日付けで認可した。

令和六年五月十日

千葉県知事

熊谷

俊人

千葉県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生土木事務所において、令和六年五月十日から三週間、縦覧に供する。

令和六年五月十日

千葉県知事

熊谷

俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 一宮片貝線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
長生郡白子町 牛込字北中五 六〇番一地先 から字北妻 一、八五七番 地先まで	後	一〇・八二メートルから 二三・一五メートルまで	二〇七・二六メートル 二〇七・二六メートル
長生郡白子町 浜宿字北上ノ 臺三七七番地 先から大網白 里市四天木字 南高一九三番 一地先まで	前	八・〇八メートルから 二二・四九メートルまで	三九九・二七メートル 三九九・二七メートル
	後	九・三七メートルから 二二・四九メートルまで	

海区漁業調整委員会指示

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百四十五号

千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和六年五月十日

千葉県海区漁業調整委員会会長

石井

春人

一 採捕の制限

千葉県海面においては、うみがめ（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。）を採捕してはならない。ただし、二に掲げる者であつて、千葉県海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）がうみがめの採捕の承認（以下「承認」という。）を行ったものについては、この限りでない。

二 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 試験研究の用に供しようとする者
- 増殖の用に供しようとする者
- その他委員会が特に認めた者

三 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。

第 1 3 9 3 7 号		千	葉	県	報	令和 6 年 5 月 10 日（金曜日）	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		千 葉 県 事 務 決 裁 規 程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	1 承認を受けた者は、採捕したうみがめ（標本及び剥製を含む。）を販売してはならない。	
		別表第一各課共通の項副知事専決事項の欄第六号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改め、同項部長専決事項の欄第十七号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に、「及び休日」を「並びに休日」に改め、同項課長専決事項の欄第十八号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。				2 その他委員会が必要と認める事項	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二地域防災課の項第一号地域振興事務所長専決事項の欄ハ中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四 承認証の携帯 承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。	
		別表第二の二各農業事務所各課共通の項農業事務所次長等専決事項の欄第六号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改め、同表総務課の項第一号農業事務所長専決事項の欄ハ中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。				五 承認の取消し 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三各出先機関共通の項第七号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	六 取扱要領 この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。	
		別表第四中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。				七 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六研究所等共通の項第二号中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振り、週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	八 別表第七中「週休日」を「週休日等」に改める。	
		別表第七中「週休日」を「週休日等」に改める。				九 附 則 この訓令は、令和六年六月一日から施行する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十 公 告 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	
		別表第九中「週休日」を「週休日等」に改める。				大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十二 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十三 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十四 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十五 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十六 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第二十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十七 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第二十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十八 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第二十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	十九 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第二十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第二十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第二十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第三十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十二 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第三十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十三 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第三十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十四 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第三十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第三十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十五 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第三十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第四十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十六 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第四十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第四十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十七 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第四十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第四十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十八 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第四十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第四十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	二十九 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第四十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第四十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第四十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第五十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第五十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第五十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十二 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第五十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第五十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十三 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第五十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第五十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十四 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第五十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第五十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十五 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第五十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十六 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第六十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十七 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第六十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十八 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第六十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	三十九 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第六十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第六十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第六十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第七十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第七十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第七十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十二 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第七十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第七十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十三 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第七十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第七十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十四 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第七十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第七十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十五 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第七十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十六 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第八十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十七 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第八十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十八 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第八十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	四十九 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第八十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第八十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第八十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第九十中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第九十一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第九十二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十二 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第九十三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第九十四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十三 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第九十五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第九十六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十四 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第九十七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第九十八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十五 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第九十九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十六 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百零一中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百零二中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十七 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百零三中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百零四中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十八 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百零五中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百零六中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	五十九 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百零七中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百零八中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	六十 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百零九中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令		別表第一百零九中「週休日」を「週休日等」に改める。		訓 令	訓 示 の 有 効 期 間 この指示の有効期間は、令和六年六月一日から令和七年五月三十一日までとする。	六十一 公 告 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	
		別表第一百十中「週休日」を「週休日等」に改める。				その届出及び添付書類は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。	
千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓							

千葉県 労働部 経営支援課 及び野田市 自然経済推進部 商工労政課	5	一、二二八平方メートル 駐車場の収容台数 三五台
	6	駐車場の収容台数 三五台
	7	荷さばき施設の面積 六〇平方メートル
	8	廃棄物等の保管施設の容量 七立方メートル
	9	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
	10	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
	11	駐車場の自動車の出入口の数 二か所
	12	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
	二届出年月日 令和六年四月五日	
	三縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課	
	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日	
	千葉県知事 熊谷 俊人	

千葉県 労働部 経営支援課 及び習志野市 協働経済部 産業振興課	3	S M F Lみらいパートナーズ株式会社 代表取締役 寺田達朗 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
	4	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野能章ほか 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号ほか
	5	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野能章ほか 福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号ほか
	二届出年月日 令和四年七月十一日及び令和五年四月一日	
	三縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市協働経済部産業振興課	
	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日	
	千葉県知事 熊谷 俊人	
	一届出の概要	
	1	大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス大島田店 柏市大島田字西台四六四番五ほか
	2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
	3	変更前の大規模小売店舗の名称 コスモス大島田店
	4	変更後の大規模小売店舗の名称 ドラッグコスモス大島田店
	5	変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

第 1 3 9 3 7 号		千	葉	県	報	令和 6 年 5 月 10 日（金曜日）	
2	大規模小売店舗を 設置する者の氏名等	代表取締役 梅田圭	千葉県知事	熊谷 俊 人	三	縦覧場所	6 三菱 H C キヤピタルプロパティ株式会社 代表取締役 西喜多浩 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱 H C キヤピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多浩 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号
							7 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号
							8 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一 号
							9 変更年月日 令和五年五月十日
							（一）大規模小売店舗の名称 令和五年九月一日
							（二）大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年十月一日
							（三）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和五年九月五日
							二 届出年月日 令和五年十一月十七日
							三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模 小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮 すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工 労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日
4	大規模小売店舗を 設置する者の氏名等	代表取締役 島田諭ほか	千葉県知事	熊谷 俊 人	三	縦覧場所	3 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 U D リテール株式会社 代表取締役 片桐三希成ほか 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 U D リテール株式会社 代表取締役 鈴木康介ほか 東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか 変更年月日 令和五年三月十七日及び同年九月二十七日
							二 届出年月日 令和五年十二月十八日
							三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課
							大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模 小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮 すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工 労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日
							一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊 人
							1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウンたつみ台 市原市辰巳台東一丁目二番地
							2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 共栄運輸株式会社 代表取締役 平井秀幸 木更津市潮浜二丁目一番地二三
							3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 マックスバリュ関東株式会社 代表取締役 島田諭ほか 東京都江東区亀戸五丁目三〇番三ほか
							4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 マックスバリュ関東株式会社 代表取締役 島田諭ほか 東京都江東区亀戸五丁目三〇番三ほか
							一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊 人

5	変更年月日	令和四年十月三十一日、令和五年二月二十八日及び同年三月三十日
2	届出年月日	令和五年九月二十九日
3	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日		
千葉県知事 熊谷 俊人		
一 届出の概要		
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール千葉ニュータウン
	印西市中央北三丁目一番地一ほか	
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 山澤正ほか
	印西市大塚一丁目九番地ほか	
3	変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 守安雅志ほか
	変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	株式会社千葉ニュータウンセンター 代表取締役 山澤正ほか
5	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美ほか
	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか	
6	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美ほか
	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか	
7	変更年月日	令和五年六月十六日
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等		
令和五年六月十六日		

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	令和五年十月二十二日ほか	
2	届出年月日	令和五年十二月二十日
3	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年五月十日から九月十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年五月十日から九月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年五月十日		
千葉県知事 熊谷 俊人		
一 届出の概要		
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	DCM白井店・カワチ薬品白井店
	白井市笹塚一丁目一、一一八番地五ほか	
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規
	東京都品川区南大井六丁目二二番七号	
3	変更前の大規模小売店舗の名称	DCMホームック白井店・カワチ薬品白井店
	変更後の大規模小売店舗の名称	DCM白井店・カワチ薬品白井店
5	変更年月日	令和五年三月一日
	届出年月日	令和五年四月二十一日
3	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課
農地を利用する権利の設定に関する裁定 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用		

する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構に農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和六年五月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積
市原市今富字久保ノ下	一、五九三番	田	一、六一〇平方メートル
〃	一、五九四番	〃	一、二七八平方メートル
市原市今富字清水	一、六六六番	〃	一、九九一平方メートル

二 利用権の内容、始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

田	令和六年六月三十日	二十年	七六一、一二〇円
内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

三 補償金の支払の方法

利用権の始期までに千葉地方法務局本局に補償金を供託する。

四 裁定に係る農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡した後、その所有者等を確知することができない。

特
定
調
達
公
告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年5月10日

千葉県知事 熊谷俊人

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 千葉県水防レジャーシステム再整備業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式にすることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 仕様書に定める資格等を有する者を配置できること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部河川環境課管理調整班 電話043(223)3147
- (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalsPublic/>

- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年5月10日から6月5日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 入札書の提出期限

- ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年6月25日午後5時
イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年6月25日午後5時
(5) 開札の日時及び場所 令和6年6月26日午前10時 千葉県庁中庁舎4階千葉県
県土整備部河川環境課

4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

5 低入札価格調査

- (1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。
- (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。

（３）調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。 （４）低価格入札者は、開札日の翌日から起算して４日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。 （５）落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。 （６）落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。 （７）低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。 ６ その他 （１）契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 （２）入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 千葉県財務規則（昭和３９年千葉県規則第１３号の２。以下「財務規則」という。）第１０７条の規定によるものとする。 イ 契約保証金 財務規則第９９条の規定によるものとする。 （３）入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（４）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 （４）入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのＵＲＬに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 （ア）提出期限 令和６年６月５日午後５時まで	（イ）提出場所 ３（１）に示す場所 （５）入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 （６）契約書の作成の要否 要 （７）落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第１０９条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 （８）契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、３年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 （９）その他 詳細は、入札説明書による。 ７ Summary （１）Nature and quantity of the services to be required: Rebuilding a telemetry system （２）Time limit for tender: 5:00 P.M., 25 June, 2024 （３）Contact point for the notice: River Environment Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3147
（３）入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（４）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 （４）入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのＵＲＬに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 （ア）提出期限 令和６年６月５日午後５時まで （イ）提出先 ３（２）電子入札システムのＵＲＬに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、３（１）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 （ア）提出期限 令和６年６月５日午後５時まで	入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和６年５月１０日 千葉県知事 熊谷俊人 １ 入札に付する事項 （１）購入等件名及び予定数量 男性警察官用冬服上衣ほか１０品目 ①男性警察官用冬服上衣 １，１３５着 ②男性警察官用冬活動服 １，３１３着 ③男性警察官用冬服ズボン ２，１２６本 ④男性警察官用夏服ズボン ３，２０４本 ⑤女性警察官用冬服上衣 ２６１着 ⑥女性警察官用冬服上衣（フラスナー貫通型） ２０着 ⑦女性警察官用冬活動服 ２４９着 ⑧女性警察官用冬服ズボン ３７６本 ⑨女性警察官用夏服ズボン ６３８本 ⑩女性警察官用冬服ベスト ２７６着

令和6年5月10日（金曜日）	
第13937号	①女性警察官用夏服ベスト 474着 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第二係 電話043（201）0110 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期間 令和6年5月10日から29日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年6月19日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年6月19日午後5時 (5) 開札の日時及び場所 令和6年6月20日午後1時30分 千葉県警察本部5階入札室
第13937号	4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月29日午後5時 (イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月29日午後5時 (イ) 提出場所 3（1）に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Winter Coats for Male

Police Officers and Ten Other Items			第 1 3 9 3 7 号
(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 19 June, 2024			
(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110			
入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和 6 年 5 月 1 0 日			
1 入札に付する事項		千葉県知事 熊 谷 俊 人	
(1) 購入等件名及び予定数量 男性警察官用冬合ワイシャツほか 1 5 品目			
① 男性警察官用冬合ワイシャツ 4, 0 6 4 着			
② 男性警察官用夏服上衣 (長袖) 3, 7 9 1 着			
③ 男性警察官用夏服上衣 (半袖) 9 4 7 着			
④ 男性警察官用合ネクタイ 1, 2 0 9 本			
⑤ 男性警察官用手袋 5, 8 3 8 双			
⑥ 男性警察官用靴下 (合・冬) 1, 0 5 6 足			
⑦ 男性警察官用靴下 (夏) 5 2 8 足			
⑧ 女性警察官用冬合ワイシャツ 6 8 7 着			
⑨ 女性警察官用夏服上衣 (長袖) 6 4 3 着			
⑩ 女性警察官用夏服上衣 (長袖・フラスナー付き) 1 0 1 着			
⑪ 女性警察官用夏服上衣 (半袖) 1 3 1 着			
⑫ 女性警察官用夏服上衣 (半袖・フラスナー付き) 5 着			
⑬ 女性警察官用合ネクタイ 2 6 0 本			
⑭ 女性警察官用手袋 7 6 4 双			
⑮ 女性警察官用靴下 (合・冬) 2 0 0 足			
⑯ 女性警察官用靴下 (夏) 1 0 0 足			
(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。			
(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで			
(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所			
(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。			
(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。			
2 入札に参加する者に必要な資格			
(1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。			
(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品において A の等級に格付けされている者であること。			
(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。			
(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準 (昭和 5 7 年 1 2 月 1 日制定) に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。			
(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ＩＣカード) を取得していること。			
3 入札書の提出場所等			
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒 2 6 0 - 8 6 6 8 千葉県中央区長洲一丁目 9 番 1 号 千葉県警察本部総務部会計課 調度契約第二係 電話 0 4 3 (2 0 1) 0 1 1 0			
(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/			
(3) 入札説明書の交付期間 令和 6 年 5 月 1 0 日から 2 7 日まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで			
(4) 入札書の提出期限			
ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 6 年 6 月 1 9 日午後 5 時			
イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 6 年 6 月 1 9 日午後 5 時			
(5) 開札の日時及び場所 令和 6 年 6 月 2 0 日午前 9 時 3 0 分 千葉県警察本部 5 階入札室			
4 その他			
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨			
(2) 入札保証金及び契約保証金			
ア 入札保証金 免除			
イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。) 第 9 9 条の規定によるものとする。			
(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。			

令和 6 年 5 月 10 日 (金曜日)

千葉県警察本部

千葉県企業局長 三 神 彰			令和6年5月10日（金曜日）
(4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月27日午後5時 (イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月27日午後5時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Between-season dress shirts for male police officers and fifteen Other Items (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 19 June, 2024 (3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和6年5月10日			
1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び数量 企業局情報システム用パソコンのソフトウェアライセンス更新及び保守業務委託 一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期間 契約日から令和9年8月31日まで (4) 履行場所 千葉県企業局長が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県262-8512 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 千葉県企業局管理部経理課契約班 電話043（211）8589 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期間 令和6年5月10日から31日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年6月20日午後5時			

第 1 3 9 3 7 号			千 葉 県 第 1 3 9 3 7 号		
イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年6月20日午後5時 (5) 開札の日時及び場所 令和6年6月21日午前9時 千葉県企業局入札室 4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県企業局財務規程 (昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。) 第145条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月31日午後5時 (イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年5月31日午後5時 (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。			5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Updating and maintaining software assurance of Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau's information system (1set) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 20 June, 2024 (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Administration Department, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589 <u>落札者等の公告</u> 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 [掲載順序] ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 その1 ①交通信号機等緊急復旧修理 (1方面) 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年3月5日 ④ミナモト通信株式会社千葉営業所 千葉市中央区塩田町475番地1 ⑤46, 750, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その2 ①交通信号機等緊急復旧修理 (2方面) 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年2月29日 ④常盤電業株式会社千葉営業所 白井市根437番9 ⑤33, 000, 000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その3 ①交通信号機等緊急復旧修理 (3方面) 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③令和6年3月8日 ④三球電機株式会社千葉支店 千葉市若葉区高品町294番地3 ⑤39, 050, 000円 ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の2第1項第8号 <u>落札者等の公告</u> 次のとおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日		

令和6年5月10日 (金曜日)

第13937号	①千葉県企業局幕張給水場で使用する電力 予定電力量 3, 462, 557キロワット時 ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町430番地 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤80, 801, 629円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その4 ①千葉県企業局北総浄水場で使用する電力 予定電力量 8, 670, 993キロワット時 ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町430番地 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤170, 138, 206円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その5 ①千葉県企業局木下取水場で使用する電力 予定電力量 20, 932, 178キロワット時 ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町430番地 ③令和6年2月19日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤428, 471, 948円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日	氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 その1 ①千葉県企業局ちは野菊の里浄水場で使用する電力 予定電力量 33, 990, 204キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤806, 087, 799円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その2 ①千葉県企業局栗山浄水場で使用する電力 予定電力量 6, 705, 973キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤146, 399, 400円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その3 ①千葉県企業局松戸給水場で使用する電力 予定電力量 2, 924, 844キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤67, 724, 877円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その4 ①千葉県企業局沼南給水場で使用する電力 予定電力量 11, 064, 820キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤266, 731, 085円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その5 ①千葉県企業局船橋給水場で使用する電力 予定電力量 2, 892, 434キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤65, 593, 514円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日 その6 ①千葉県企業局妙典給水場で使用する電力 予定電力量 5, 363, 356キロワット時 ②千葉県企業局ちは野菊の里浄水場 松戸市栗山478番地1 ③令和6年2月16日 ④丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 ⑤113, 492, 948円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日
県	落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日 千葉県企業局柏井浄水場長 吉 澤 豊	落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日
県	〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県企業局柏井浄水場で使用するガス 予定数量 1, 801, 400立方メートル ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町430番地 ③令和6年2月16日 ④日本瓦斯株式会社 東京都渋谷区代々木四丁目31番8号 ⑤1立方メートル当たり65. 736円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年1月5日	落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日 千葉県企業局ちは野菊の里浄水場長 作 山 雄 一
令和6年5月10日（金曜日）	〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方	落札者等の公告 次のおり落札者等について公告する。 令和6年5月10日

千葉県がんセンター病院長 加 藤 厚	
[掲載順序]	
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項	
①千葉県がんセンター感染性廃棄物処理業務 一式 ②千葉県がんセンター事務局 千葉県中央区仁戸名町 6 6 6 番地 2 ③令和 6 年 3 月 1 4 日 ④株式会社ナリコー 成田市三里塚光ヶ丘 1 番地 1, 3 3 1 ⑤ 3 9, 7 3 2, 0 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 3 0 日	

購読料

本号

一部

四二円

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八